三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
一一三字尾寺二の一、一七の二、一一五字合間谷二五、三九の一、三九の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市獺河内八〇号獺谷山六の六、六の七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
八〇号獺谷山六の六・六の七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町山崎六二字虚空蔵堂八・四字勢戸沼七九の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町上野三二号河内谷四〇(次の図に示す部分に限る。)、四六、六六・六九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六九の二、六九の三から六九の六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、六九の七から六九の一〇まで、七〇(次の図に示す部分に限る。)、七三、七六から七八まで、八二(次の図に示す部分に限る。)、九五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
三二号河内谷四〇(次の図に示す部分に限る。)、六九の一、六九の二、六九の四・七〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七三、七六から七八まで、八二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県福井市石畠町一三字墓堂山四、五、七から一〇まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町伊勢路字口タイド二八五九の三から二八五九の五まで、字カブチ谷二八六〇、二八六一、二八六三の六から二八六三の一三まで、二八六三の一五、二八六三の一六、二八六五、二八六六、二八六六の一、字猪廣二八九八の一〇、二八九八の一二、二八九九の一から二八九九の三まで、字口熊河内二九七四、二九七九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町阿曽字総又九七八の四(次の図に示す部分に限る。)、九九〇の一、九九〇の二、九九二の一、九九二の二、九九六(次の図に示す部分に限る。)、九九七、字佐黒九九九から一〇〇三まで、一〇〇六の一
二　指定の目的　水源の涵養